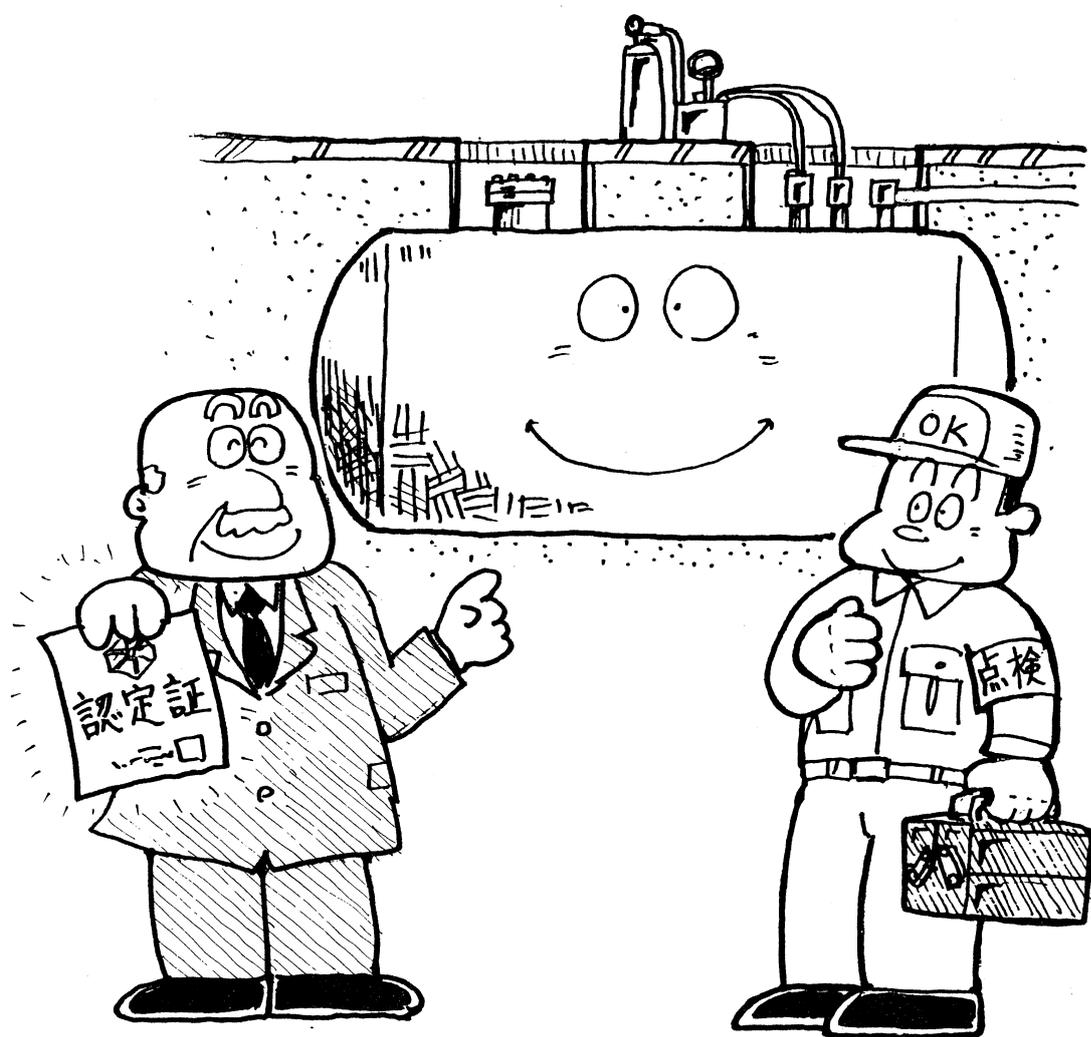


地下タンク等定期点検

事業者再認定のご案内



認定事業者の皆様へ

一般財団法人全国危険物安全協会（以下「全危協」といいます。）では、地下タンク等の点検を業とされている皆様に対して点検事業者の認定を行っております。この認定は、事業体制の変更があった場合や、認定（再認定を含む）後5年を経過し引き続き認定事業者として点検業務を継続する場合は、再認定を受ける必要があります。点検事業者の皆様には、本主旨をご理解の上、引き続き認定事業者として適正な点検を実施されますよう、再認定のご案内を申し上げます。

なお、本ご案内で記載中の様式とは、一般財団法人全国危険物安全協会地下タンク等及び移動貯蔵タンク定期点検実施制度に関する規則（以下「全危協規則」といいます。）で定めるものです。

1	再認定申請について	1 項
2	申請書類の確認について	3 項
3	事業者認定の取消について	3 項
4	再認定申請要領	
	・ 申請書の記入例（別記1）	4 項
	・ 定期点検業務実施規程作成例（別記2）	5 項
	・ 事業体制作成例（資料1）	9 項
	・ 点検資機材一覧表作成例（資料2）	10 項
	・ 定期点検実施要領作成例（資料3）	11 項
	・ 定期点検実施事務所一覧表作成例（資料4）	17 項
	・ 定期点検技術者一覧表作成例（資料5・資料7）	18・20 項
	・ 案内図作成例（資料6・資料8）	19・21 項
	・ 損害賠償責任保険加入者証例（資料9）	22 項

事業者再認定の手続き

地下タンク等定期点検事業者は、事業体制の変更があった場合や事業者認定を受けた日（再認定を含む）から5年ごとに再認定を受ける必要があります。当該再認定を受けた日以降においても同様です。

なお、再認定申請は、事業者認定を受けた日から5年を経過する日の3ヶ月前から申請できます。

また、再認定申請しない場合は、認定が失効となりますのでご注意ください。

1 再認定申請について

（1）事業者再認定の申請

事業者再認定申請書には、次の添付書類が3部（正、副、控）必要です。（副及び控は正本のコピーでも結構です。）

再認定申請書は、全危協のホームページに掲載されておりますので、ダウンロードしてお使いください。

全危協ホームページ <https://www.zenkikyo.or.jp>

（2）事業者再認定申請書に添付する書類

再認定申請書には、次の書類を添付してください。

なお、再認定申請書記入要領は別記1（P4）に、再認定申請書に添付する書類の作成例は、P5～P22にありますので参考にしてください。

- ア 定期点検業務実施規程（別記2）（P5～P8参照）
- イ 事業体制（資料1）（P9参照）
- ウ 点検資機材一覧表（資料2）（P10参照）
- エ 定期点検実施要領（資料3）（P11～P16参照）※点検を実施する点検要領のみ添付してください。
- オ 点検実施事務所一覧表（資料4）（P17参照）
本社、支店等の名称を問わず、現に点検業務を実施する事務所（以下「点検実施事務所」といいます。）を複数有する場合に作成してください。
- カ 点検技術者一覧表（資料5・7）（P18・P20参照）
点検実施事務所ごとに作成してください。
- キ 案内図（資料6・8）（P19・P21参照）
点検実施事務所ごとに作成してください。
- ク 賠償責任保険加入者証の写し（P22参照）
 - a 損害賠償責任保険加入状況がわかるように、特別約款、特別条項を含んだものの写しを添付してください。（請負業者賠償責任保険及び生産物賠償責任保険に加入していること。）
 - b 補償額については、対人賠償（1名・1事故・期間中）1億円以上、対物賠償（1事故・期間中）5,000万円以上が必要です。
 - c 全危協が斡旋する団体保険に加入している場合は、保険証券又は加入依頼書の写しを添付してください。

ケ 再認定手数料の振込が確認できる書類

a 手数料は次のとおりです。

区 分	手数料の額	消費税	計
10以上の点検実施事務所を有する者	100,000円	10,000円	110,000円
5以上9以下の点検実施事務所を有する者	75,000円	7,500円	82,500円
4以下の点検実施事務所を有する者	50,000円	5,000円	55,000円

b 手数料の振り込みは、金融機関での振り込み又はインターネットバンキングなどを利用して下記の銀行口座に振り込んでください。

○ 三井住友銀行

金融機関コード	0009	支店名	東京公務部(096)	預金種目	普通
口座番号	3002216				
口座名義	イッパ ンサ イダ ンホウジ ンゼ ンコクキケンブ ツア ンゼ ンキョウカイ 一般財団法人全国危険物安全協会				

- c 手数料の振込後、手数料を振り込んだことを証明できる書類を申請書正本に添付してください。
- d 手数料の振込に伴う手数料は申請者の負担となります。
- e 既納の手数料は、原則として返金いたしません。

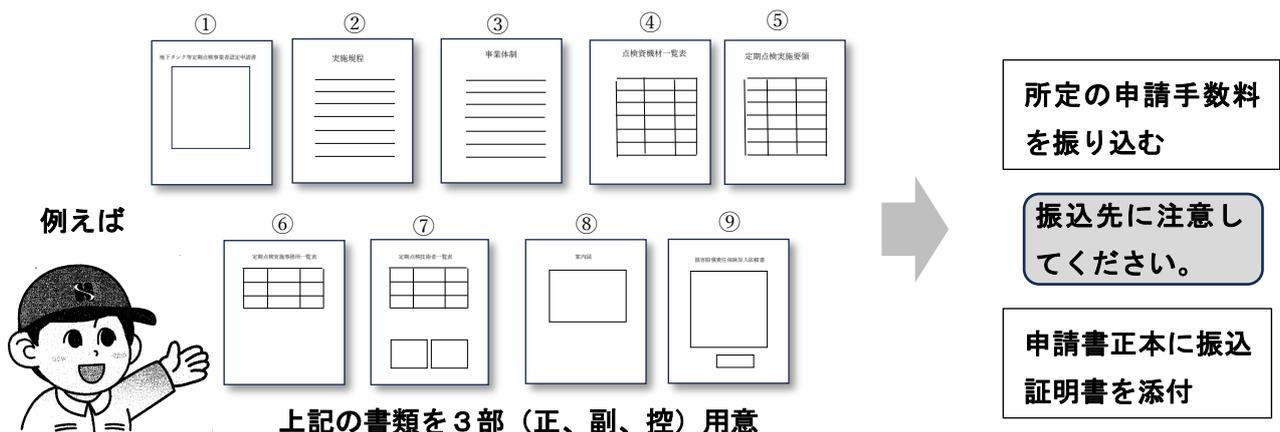
(3) 申請書類の提出先

提出先は、申請者の所在地の都道府県危険物安全協会（同趣旨の団体で名称を異にする団体も含む。）です。

都道府県危険物安全協会の一覧表は、全危協のホームページに掲載してあります。

全危協ホームページ <https://www.zenkikyo.or.jp/about/prefecture/>

再認定申請の流れ



2 申請書類の確認について

申請書類の確認は、全危協の認定事業者として相応する適正な業務が可能か、全危協規則で定める確認基準に基づき、次の事項について確認します。

(1) 申請書類の確認

- ア 地下タンク等定期点検技術者講習修了者が点検実施事務所ごとに、2名以上いるか。
- イ 適正な事業体制か。
- ウ 適正な点検資機材を備えているか。
- エ 点検方法に応じた適正な点検要領か。
- オ ガス加圧法が可能か。(すべての地下貯蔵タンクの漏れの点検が可能か)
- カ 定期点検業務実施規程に必要な事項が網羅されているか。
- キ 必要な添付書類が付いているか。
- ク 損害賠償責任保険に加入しているか。

(2) 業務実績の確認について

- ア 実態調査等の結果に基づく適正度について
- イ 点検済証の貼付状況について

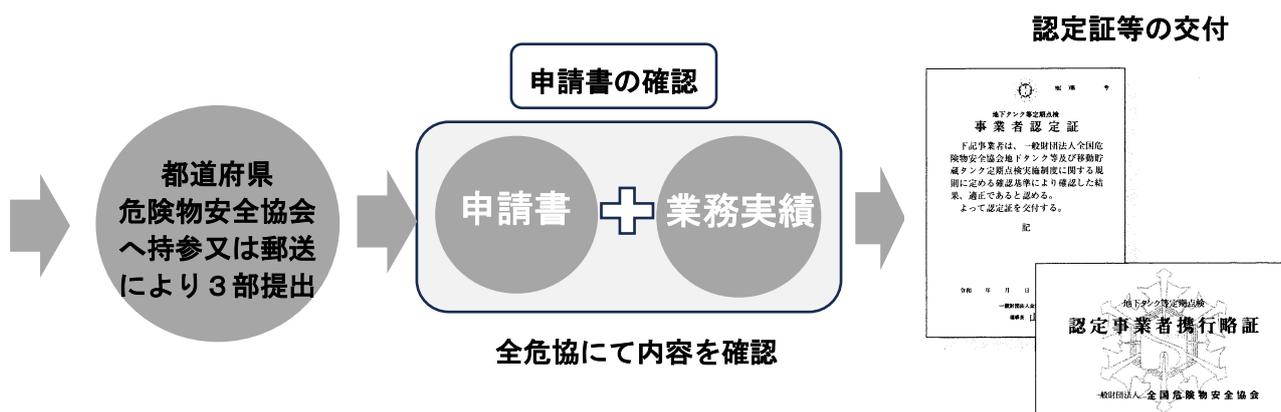
(3) 認定証等の交付について

- ア 申請に基づき認定事業者として適正の有無を確認した結果、適正を欠くと認められる場合には、その旨連絡し、適正を欠く事項を改善していただいた後、若しくは指導事項による条件を付して認定証等の交付をします。
- イ 地下タンク等定期点検事業者認定証及び携行略証は、申請をした各都道府県危険物安全協会で交付しますので、連絡がありましたら指示に従ってください。

3 事業者認定の取消について

全危協は、認定事業者が次に掲げる事由に該当するに至った場合、事業者認定を取り消すことがあります。

- (1) 点検業務に従事する者に対して、不適切な点検の実施又は虚偽の報告等を行わせた場合
- (2) 定期点検技術者講習修了者を置かないで、点検を行った場合
- (3) その他、不適切な行為を行ったと認められた場合



4 再認定申請要領

別記 1

様式第 19 号 (第 21 条関係)

地下タンク等

定期点検事業者再認定申請書

(申請書記入例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

一般財団法人全国危険物安全協会
理事長様

次のとおり定期点検事業者再認定を受けたいので申請します。

申請者の住所・事業者名・代表
者名を記入して下さい。

申請者

東京都港区東新橋〇丁目〇番〇号

申請事業者の住所・事業者名・代表
者名を記入して下さい。
申請者名と申請事業者名は異なる
ことがあります。

事業者名 安全タンク点検株式会社

代表者名 全危太郎



申請 事業者名	住所	〒105-0021 東京 都道府県 港区東新橋〇丁目〇番〇号			
	フリガナ	アンゼンタンク検ソクカブシキガイシャ ダケイウトリシヤ			
	事業者名 及び 代表者名	安全タンク点検株式会社 代表取締役 全危太郎			
	認定番号・ 最新認定年月日	地 (1) 第 13×××号 平成 30 年 4 月 1 日			
点検方法の種別	担当者	氏名	千代田 一郎	電話番号	〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	メールアドレス	chiyoda@〇〇〇.co.jp			
点検業務を実施する事業所の数	種別	① ガス加圧法 ② 液体加圧法 ③ 微加圧法 ④ 減圧法 ⑤ 微減圧法 ⑥ 液相部点検方法 (全危協評第〇〇号) ⑦ その他の方法 (全危協評第××号)			
	類	2ヶ所	年間受託施設見込み数	10 施設 (タンク 35 基)	
6 又は 7 に ○ を付した場合は、性能評価書及び判定要領を添付して下さい。		① 定期点検業務実施規程	② 事業体制		
		③ 点検資機材一覧表	④ 点検実施要領		
		⑤ 点検実施事務所一覧表	⑥ 点検技術者一覧表		
		⑦ 案内図	⑧ 損害賠償責任保険証の写		
		⑨ 認定手数料振込証明書	⑩ その他 ()		
* 県危連受付欄		* 全危協受付欄		* 備考	
点検業務を行わない支店等の数は記入する必要はありません。		1 年間に点検を実施する施設数とタンク本数を記入して下さい。			

- ※ 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。
- 2 *印の欄は記入しないでください。

手数料を振り込んだことが証明できる書類を添付して下さい。(副、控にもこれをコピーしたものを添付して下さい。)

安全タンク点検株式会社 定期点検業務実施規程

年 月 日

（目 的）

第 1 条 この規程は、「消防法第 14 条の 3 の 2 の規定に基づき実施する地下タンク及び地下埋設配管の漏れの点検に係る定期点検」（以下「定期点検」という。）について、点検作業方法、報告、管理体制等を次のように定め、もって定期点検を適正、かつ安全に実施することを目的とする。

（遵守事項）

第 2 条 本規程は、定期点検業務に従事する全従業員が遵守しなければならない。

2 前項の掲げるもののほか、「一般財団法人全国危険物安全協会地下タンク等及び移動貯蔵タンク定期点検実施制度に関する規則」（以下「全危協規則」という。）を遵守するものとする。

（規程変更）

第 3 条 次に掲げる軽微な変更の場合を除き、認定申請内容を変更しようとする場合は一般財団法人全国危険物安全協会に再認定の手続きを行うものとする。

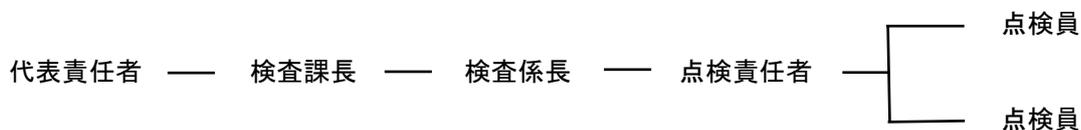
- (1) 事業者名及び代表者名並びに主たる事業所の所在地の変更
- (2) 事務所等の数の変更（現事務所の数を超えるものを除く。）
- (3) 定期点検技術者講習修了者数の増減
- (4) 定期点検業務チーム数の増減
- (5) 点検資機材保有数の増減（点検方法の変更が無く、増加の場合は従来の資機材と同一精度のものに限る。）
- (6) 同一精度における計測資機材の変更

（事業体制）

第 4 条 当社における業務内容、定期点検実施体制を「資料 1」のように定め、事業の明確化を図るものとする。

（管理体制）

第 5 条 当社における定期点検の管理体制は、次のように定める。



（教育・訓練）

第 6 条 当社では定期点検については、専門知識と専門点検装置を必要とするため、点検員に対し初任者・現任者の別に研修を実施するものとする。

2 研修実施内容は、次に掲げる科目、時間について実施するものとする。

- (1) 初任者研修
 - ア 消防法令関係について（○時間）
 - イ 危険物施設の構造設備について（○時間）
 - ウ 基礎物理学について（○時間）
 - エ 作業上の安全管理について（○時間）

オ 定期点検実施要領について（○時間）

(2) 現任者研修

ア 消防法令関係について（○時間）

イ 漏えい事故事例及び定期点検の奏功事例について（○時間）

ウ 作業上の安全管理について（○時間）

3 研修は年1回実施し、記録を5年間保存するものとする。

(資機材の管理)

第7条 当社では、定期点検の安全と信頼を期するため、点検資機材を「資料2」のとおり確保し、維持管理は次により行うものとする。

- (1) 資機材の機能についての点検は、毎月1回実施し、外観の点検については、点検を行う前に実施する。
- (2) 測定用機器の校正は、毎年1回以上行う。また、トラブル等により部品交換した場合又は保守点検により異常が認められた場合は、必ず校正を行う。
- (3) 校正は、水柱又は水銀マンオメーター若しくは精度のはっきりしている機器と比較校正を行う。自社において校正不能の場合は、メーカーへ依頼する。
- (4) 機能点検及び校正は、測定機器に精通した者が行い、責任者が確認し記録を5年間保存する。

(データ管理)

第8条 試験データの分析は、定期点検技術者講習修了者が行い、判定について社内確認するものとする。

2 点検結果報告書は2部作成し、正本を施設関係者に報告するとともに、副本は当社において定期点検実施日から5年間保存するものとする。

(事前検査)

第9条 危険物施設の定期点検に伴う災害発生を防止するとともに、効率的な定期点検が行われるよう、検査員が直接当該施設を十分に把握している関係者から状況を聴取するとともに、現地調査を行うものとする。

2 施設関係者とは、事前に次の事項について打ち合わせを行うものとする。

- (1) 施設の点検範囲の設定並びに点検方法の選択について
- (2) 作業日程について
- (3) 必要資機材等の搬入要領について
- (4) 必要な届出について

3 定期点検に先立ち点検する地下タンクごとに、次の事項について正確な現地調査を行うものとする。

- (1) 地盤面から地下タンク底部までの深さ
- (2) 地盤面から地下タンク内の油面までの深さ
- (3) 地下タンク内の油面から底部までの深さ
- (4) 地盤面から地下水位までの深さ（漏えい検査管を使用して測定する。）（二重殻タンクを除く。）
- (5) 地下水位面から地下タンク底部までの深さ（二重殻タンクを除く。）
- (6) 付属配管の地下タンクの上部接続部より密閉箇所（検査のためプラグする箇所）までの長さ及び配管経路
- (7) 地下タンクの位置及び内径の確認を許可書及び図面等から把握
- (8) 貯蔵されている油種及び油量の確認
- (9) 水位測定時にあわせてオイルファインディングペースト、又は可燃性蒸気測定器を用いた漏え

い検査管内の漏えい確認（二重殻タンクを除く。）

（点検方法）

第 10 条 定期点検の方法については、法令等の定める基準に基づき実施するほか、「資料 3」の「地下タンク等定期点検実施要領」によるものとする。

2 定期点検の結果、異常が認められた場合は、施設関係者に報告し、その後速やかに細部点検を行い異常箇所を特定する。特定が困難な場合でも、地下タンク本体、注入配管、送油配管、通気管、その他のいずれかについて特定するものとする。

3 漏れの点検は、気象変化の激しい時は実施しないものとする。なお、加圧法、微加圧法、微減圧法に係る配管の点検時には、長距離配管及び一部露出配管を有する地下配管の場合、地下水位の場所的変動、直射日光による影響に注意するとともに、点検方法の変更等を考慮するものとする。

4 圧力は必ずゼロ状態から記録し、加減圧の全体を把握する。

5 点検は、次の方法により行うものとする。

- (1) ガス加圧法
- (2) 液体加圧法
- (3) 微加圧法
- (4) 減圧法（ア SF 二重殻 イ FF 二重殻）
- (5) 微減圧法
- (6) 液相部点検方法（全危協評第〇〇号）
- (7) その他の方法（全危協評第〇〇号）

（判 定）

第 11 条 定期点検の漏えいの有無に関する判定については、試験データを十分に分析、検討するものとし、判定は「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）」の定めによるものとする。

ただし、液相部の点検については、別紙の性能評価書の判定要領によりおこなうものとする。

（安全対策）

第 12 条 定期点検の実施に当たっては、次に定める安全対策を遵守するものとする。

- (1) 作業は必ず 2 名以上で実施する。
- (2) 作業範囲設定に当たっては、防護さく、掲示板、ロープ等により適切な作業範囲を設定し、関係者以外の立ち入り及び火気の使用を禁止すること。
- (3) 消火設備として、作業場所には適応消火器 10 型 3 本を配置すること。
- (4) 危険物の抜き取り作業は、タンクローリーへの抜き取りを原則とし、施設関係者とタンクローリー側危険物取扱者が密接な連絡をとり実施すること。また、容器に抜き取る場合は、手動式ポンプ（アース線入り）により行い、基準に適合した容器に収納し、火災予防上安全な場所に保管すること。
- (5) タンク清掃、目視検査等、タンク内進入作業の時には、可燃性蒸気測定器、酸素濃度計によりガス濃度を測定する。異常がないことを確認した時には衣類、靴等からの静電気の発生を防止するとともに十分な換気を行いながらタンクに進入する。照明器具は防爆型のものを使用し、地上部には監視員を配置すること。
- (6) 測定機器、治具等の取り付けに当たっては、接触による火花の発生防止に努めるとともに、止めフランジ、プラグ等の締め付けは完全に行うこと。また、測定機器は作業上最も安全適切な開口部に緊結すること。
- (7) 危険場所内で使用する電気器具は防爆構造とすること。また、電気器具並びにエジェクターは

接地すること。

(8) 点検開始にあたり点検作業責任者は次の事項の確認を行うこと。

- ア 点検範囲
- イ 点検範囲の開口部の密封状態
- ウ 点検範囲のタンク、配管の残油
- エ 測定機器、治具の緊結状態
- オ 窒素ガス封入器具の取り付け方法
- カ 窒素ガスポンベの配置状況
- キ 抜き取り危険物の保管方法
- ク 消火器の配置状況

(9) 気密試験実施中は、施設関係者の立ち会いを求め、記録計の作動状況を確認するとともに、常時圧力を監視し、不測の事態に対応できる体制をとること。

(10) タンク内のガス放出は、引火防止網付き排出ガスホースを用いて、高さ4 m以上（通気管頭部付近）等の防火上安全な場所で行うこと。

(11) 抜き取った危険物の貯蔵については、予め確認しておいた火災予防上安全な場所に保管方法を定めて貯蔵すること。

(12) 抜き取った危険物をタンクに戻す場合は、アースをとり、注入口から離れないよう予め戻し方を定めて行うこと。また、抜き取り前と戻した後の油量の照合を行うこと。

(13) 点検終了後の測定機器、止めフランジ、プラグ等閉鎖部の治具開放は、圧力計指示がゼロであることを確認してから行うこと。

(14) 施設復旧作業については、確実に配管等を接続し、施設試運転後、接続部から危険物の漏えい、にじみ等の異常がないことを施設関係者の立ち会いのうえ確認後、作業を終了すること。

(15) 作業は慎重に行い、粗暴な行為をしないこと。

(結果報告)

第13条 点検結果の報告書は「全危協規則」第27条の1で定める様式31号を用いるものとし、記録紙等の計測データを添付するものとする。

2 点検を実施した結果、異常が認められなかった地下タンク等には、「全危協規則」第29条の1で定める「圧力点検済証」を貼付し、点検事業者の責任を明確にするものとする。

(事故報告)

第14条 定期点検実施に際し、人的若しくは物的事故を起こした場合は、速やかに応急措置を行うとともに、施設関係者に報告し、第5条に定める管理体制により速報するものとする。

2 前項の速報を受けた者は状況を調査し、その結果の概要を「全危協規則」第28条の1で定める様式36号により一般財団法人全国危険物安全協会に報告するものとする。

(年間実績報告)

第15条 年間実績報告は、前年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）の間に実施した点検結果の実績を、毎年4月末までに「全危協規則」第28条の2で定める様式第37号により一般財団法人全国危険物安全協会に報告するものとする。

安全タンク点検株式会社事業体制

〇〇年〇〇月〇〇日

1 会社概要

- (1) 設立年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
- (2) 従業員数 〇〇名
- (3) 支店等の数 〇ヶ所

2 業務内容

- (1) 危険物施設の漏えい検査業務
- (2) 地下タンク等の清掃業務
- (3) 燃料等の販売業務
- (4) 各種配管工事業務

3 検査体制

- (1) 検査員 講習修了者 〇名 危険物取扱者 〇名
- (2) 検査機器 所有、リース 〇台

※ 機器がリースの場合は、リース契約書が必要です。

4 損害賠償責任保険

- (1) 保険会社名 〇〇保険株式会社
- (2) 契約期間 〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日
- (3) 保険内容 請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険
- (4) 補償限度額 対人保険 1億円・対物賠償 5千万円

点検資機材一覧表

品名	メーカー・型式等	諸元	数量	備考
計測機器	水中ガラス製 マンノメーター 社製	管径 mm 測定範囲 kPa 最小目盛 0.01kPa		微加圧用 微減圧用
	電子式圧力計 社製	測定範囲 kPa～ kPa 最小目盛 0.01kPa 型式 精度 %FS		微加圧用 減圧用 微減圧用
	電子式圧力記録計 社製	有効幅員 mm 測定範囲 kPa～ kPa 最小目盛 0.01kPa 型式 精度 %FS 2ペン式		加圧用 微加圧用 減圧用 微減圧用 電源 AC100V
	液相部検査機器 社製	点検方法 型式		性能評価番号 第 号
	圧力変換機 社製	測定範囲 kPa～ kPa 精度 %FS 型式		電子記録計と組 み合わせ
温度計	型式 防爆型 社製	測定範囲 °C～ °C 最小目盛 °C		電池式
安全弁	社製	作動圧力 70 kPa 作動圧力 30 kPa		加圧用 検知層用
安全装置	社製	作動圧力 3 kPa		微加圧用
減圧装置	社製 型式	方式 排気量 最大減圧値		減圧用 微減圧用
圧力調整機 (レギュレータ)	社製 型式	一次側 二次側		
二次減圧弁	社製 型式	調整レンジ (kPa～ kPa)		
窒素ガス	kgボンベ			購入先 〇〇窒素(株)
校正用機器	社製 型式			

※ 液相部点検方法、その他の方法の機器については、一般財団法人全国危険物安全協会が認定した性能評価書のコピーを添付してください。

※ これは作成例ですので、実際に所有する資機材を記入してください。

地下タンク等定期点検実施要領

ガス加圧法

地下タンク等に窒素ガスを封入して、所定の圧力に加圧し、一定時間内の圧力変動を測定することにより、漏えいの有無を確認する方法である。

タンク 配管別	タンク本体及びタンク本体と配管を同時に 点検する場合（二重殻タンクを除く）	配管単独で点検をする場合
点検 範囲	タンク及びそのタンクに接続されている閉鎖された配管	両端を閉鎖した配管
事前 調査	<ol style="list-style-type: none"> 1 地下タンク及び配管の設置状況の確認（設置時の図面等により設置状況、埋設状況をスケッチ等により確認する。） 2 地下タンクの状況記録（全容量、地下水位、残液量及びタンクNo等を確認し記録する。） 3 漏えい検査管の状況記録（検査管の深さ及び地下水位等を確認する。） 4 配管の状況記録（管径及び管長を記録する。） 	
点検 の 準備 と 手順	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火器、安全柵、トラロープ、作業標識等の設置を行い火災予防上支障ない環境に整備する。 2 点検対象のタンク及び配管内の危険物を完全に除去し空にする。 3 開口部をバルブ、止め板等で閉鎖し、点検範囲を密封する。（加圧状態を十分安全に維持、確保できる強度を有する方法で行うこと。） 4 次の検査機器等を取り付ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 圧力計（圧力自記録計）・・・最小目盛が0.1kPa以下であり、これを読みとり記録できる精度のもの。 ・ 温度計・・・・・・・・・・点検圧力に十分耐え得るもので、最小目盛が1℃以下の表示式または記録式のもの。 ・ 加圧装置・・・・・・・・・・窒素ガスポンプ及び圧力調整器 ・ 使用ガス・・・・・・・・・・窒素ガスを加圧媒体とする。 ・ 安全弁・・・・・・・・・・70kPa以下で作動するもの。 	
加圧 の 方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 点検前後のタンク内・配管内温度、気温及びその間の気象変化を記録する。 2 圧力計を監視しながら、加圧装置により窒素ガスを徐々に封入し、20kPa（地下水位がある場合は、それに応じた圧力）まで加圧する。 3 2の状態ですら30分以上の圧力変動を記録する。 4 加圧後15分間の静置時間内の圧力降下が試験圧力の15%以下であることを確認する。（15%を超えた場合は再試験とする。） 5 試験圧力は通常の場合20kPaとするが、地下水位等を考慮して適切な圧力を選定する。 	
判定	<ol style="list-style-type: none"> 1 加圧中に露出している配管継手部に石けん水等を塗布し、漏えいの有無を目視により確認する。 2 加圧後15分間の静置時間をおいて、その後15分間（地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の容量が10klを超えるものにあつては、当該容量を10klで除した値を15分間に乗じた時間）の圧力降下が試験圧力の2%以下であれば「異常なし」とする。 	
安全 対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 点検のための危険物の抜き取り等に関しては、事故防止に努め、抜き取った危険物の保管は、火災予防上安全な場所、方法で行う。 2 タンク及び配管内が空であること確認してから加圧を開始する。 3 加圧装置が万一不良になった場合にも、過大な圧力が加わらないよう、点検中は常に圧力計を監視し、加圧装置から離れない。また、加圧ラインには70kPa以下で作動する安全弁を設ける。 4 点検終了後のタンク及び配管内のガスの放出は安全な場所、方法で行う。 5 閉鎖部の止め板等は、圧力計指示がゼロであることを確認してから開放する。（特に口径の大きなものは十分に注意する。） 6 危険場所内で使用する電気器具は防爆構造とする。 	
留意 点	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象変化の激しいときは、点検を実施しない。 2 圧力は必ずゼロ状態から記録を開始し、加圧状態の全体を記録する。 3 目視による計測記録を併用する場合は、5分ごとに行う。 4 中仕切りタンクの場合、各タンク室を連通させてから同時に加圧する。 5 複数のタンクを接続して、同時に検査を実施しない。 	<ol style="list-style-type: none"> 4 給油管等の通常液相部となっている配管の場合、確実に配管内が空であることを確認する。 5 長距離配管及び一部露出配管を有する地下配管の場合、地下水位の場地的変動、直射日光等の影響に注意する。

液体加圧法

地下タンク等に水又は実液（配管に限る）を充填させて加圧し、一定時間内の圧力変動を測定することにより、漏えいの有無を確認する方法である。

タンク 配管別	タンク本体又はタンク本体と同時に配管を点検する場合（二重殻タンクを除く）	配管単独で点検する場合
点検 範囲	タンク及びそのタンクに接続されている閉鎖された配管	両端を閉鎖した配管
事前調査	<ol style="list-style-type: none"> 1 地下タンク及び配管の設置状況の確認（設置時の図面等により設置状況、埋設状況をスケッチ等により確認する。） 2 地下タンクの状況記録（全容量、地下水位、残液量及びタンクNo等を確認し記録する。） 3 漏えい検査管の状況記録（検査管の深さ及び地下水位等を確認する。） 4 配管の状況記録（管径及び管長を記録する。） 	
点検の準備と手順	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火器、安全柵、トラロープ、作業標識等の設置を行い火災予防上支障ない環境に整備する。 2 水加圧の場合、タンク及び配管内を空にして、点検対象の開口部をバルブ、止め板等で閉鎖し、点検範囲を密封する。（加圧状態を十分に安全に維持、確保できる強度を有する方法で行うこと。） 3 次の検査機器等を取り付ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 圧力計（圧力自記記録計）・・・最小目盛が0.1kPa以下であり、これを読みとり記録できる精度のもの。 ・ 温度計・・・・・・・・・・・・・・・・点検圧力に十分耐え得るもので、最小目盛が1℃以下の表示式または記録式のもの。 ・ 加圧装置・・・・・・・・・・・・加圧ポンプ 4 タンク及び配管内を水で充填させる。 4 配管内を水又は実液で充填させる。 	
加圧の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 加圧前にエア抜きを完全に行う。（点検範囲内に気相部が存在しないことを確認する。） 2 点検前後の気温及びその間の気象変化を記録する。 3 圧力計を監視しながら、加圧装置により試験圧力まで加圧し、加圧装置のバルブを閉める。 4 3の状態ですら30分以上の圧力変動を記録する。 5 試験圧力は20kPaとする。 5 試験圧力は20kPaとする。（移送取扱所の地下配管にあっては最大常用圧力まで加圧する。） 6 中仕切りタンクの場合、各タンク室を連通させてから同時に加圧する。 	
判定	<ol style="list-style-type: none"> 1 加圧中に露出している配管継手部等からの漏えいを目視により確認する。 2 加圧後15分間の静置時間において、その後15分間（地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の容量が10kℓを超えるものにあつては、当該容量を10kℓで除した値を15分間に乗じた時間）の圧力降下が試験圧力の2%以下であれば「異常なし」とする。 	
安全対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 点検のための危険物の抜き取り等に関しては、事故防止に努め、抜き取った危険物の保管は、火災予防上安全な場所、方法で行う。 2 水加圧の場合、タンク及び配管内が空であること確認してから水を注入する。 3 加圧装置が万一不良になった場合にも、過大な圧力が加わらないよう、点検中は常に圧力計を監視し、加圧装置から離れない。 4 点検終了後のタンク及び配管内の水を排出するときは安全な方法で行う。 5 閉鎖部の止め板等は、圧力計指示がゼロであることを確認してから開放する。（特に口径の大きなものは十分に注意する。） 	
留意点	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象変化の激しいときは、点検を実施しない。 2 圧力は必ずゼロ状態から記録を開始し、加圧状態の全体を記録する。 3 点検に使用した水は完全に抜き取り、油分を除去してから排出するなど、点検終了後の処理を適正に行う。 4 複数のタンクを接続して、同時に検査を実施しない。 	

微加圧法

地下タンク等に窒素ガスを封入して、概ね 2 kPa に加圧し、一定時間内の圧力変化を測定・記録することにより、気相部の漏えいの有無を確認する漏れの点検方法である。なお、この方法は危険物を貯蔵したまま実施することが可能である。

タンク配管別	タンク本体及びタンク本体に接続されている配管を同時に点検する場合（二重殻タンクを除く）	配管単独で点検をする場合
点検範囲	タンク気相部及びタンク気相部に接続されている閉鎖されている付属配管の気相部で地下水位より上部の部分	両端を閉鎖された配管の気相部で、かつ、外部地下水位より上部の部分
事前調査	<ol style="list-style-type: none"> 1 地下タンク及び配管の設置状況の確認（設置時の図面等により設置状況、埋設状況をスケッチ等により確認する。） 2 地下タンクの状況記録（全容量、地下水位、貯蔵危険物の品名・品目・残液量及びタンクNo等を確認し記録する。） 3 漏えい検査管の状況記録（検査管の深さ及び地下水位等を確認し点検の有効性及び点検範囲を確認する。） 4 配管の状況記録（管径及び管長並びに点検範囲を記録する。） 	
点検の準備と手順	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火器、安全柵、トラロープ、作業標識等の設置を行い火災予防上支障ない環境に整備する。 2 漏えい検査管等により地下水位を確認し、点検の有効性及び点検範囲を確認する。 3 開口部をバルブ、止め板等で閉鎖し、点検範囲を密封する。（加圧状態を十分安全に維持、確保できる強度を有する方法で行うこと。） 4 次の検査機器等を取り付ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 圧力計（圧力自記記録計）・・・最小目盛が 0.01kPa 以下であり、これを読みとり記録できる精度のもの。 ・ 温度計・・・・・・・・・・・・・・・・点検圧力に十分耐え得るもので、最小目盛が1℃以下の表示式または記録式のもの。 ・ 加圧装置・・・・・・・・・・・・加圧時の最大圧力が 3kPa 以下となるよう調整されたもの。（安全装置を付設する。） ・ 使用ガス・・・・・・・・・・・・窒素ガスを加圧媒体とする。 5 タンクの残液を測定し液面からタンク上端までの高さが 400 mm 以下の場合には本点検は実施しない。 6 気相部の容積を測定し、判定の際の補助資料とする。 	
加圧の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 点検前後のタンク内・配管内温度及び液面下 2～3 cm の位置の液温（液温は、0℃～30℃の範囲とする。）を測定し、その間の気象変化を記録する。 2 開口部を密封した状態で加圧しないで 5 分間以上圧力を測定し、タンク及び配管内が安定（平衡状態）であることを確認する。 3 圧力計を監視しながら、加圧装置により窒素ガスを徐々に封入し、2kPa まで加圧する。 4 加圧後 15 分間の静置時間内の圧力降下が試験圧力の 15% 以下であることを確認する。（15% を超えた場合は再試験とする。） 5 概ねタンク空間容積 1 m³ あたり 1 分間かけて加圧する。 	
判定	<ol style="list-style-type: none"> 1 加圧中に露出している配管継手部に石けん水等を塗布し、漏えいの有無を目視により確認する。 2 加圧後 15 分間の静置時間をおいて、その後 15 分間（地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の容量が 10 kℓ を超えるものにあつては、当該容量を 10 kℓ で除した値を 15 分間に乗じた時間）の圧力降下が試験圧力の 2% 以下であれば「異常なし」とする。 	
安全対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 加圧装置が万一不良になった場合にも、3kPa 以上の圧力が加わらないよう安全装置を設ける。なお、安全装置として水中ドロップパイプ方式とする場合は、このパイプの管径はバルブ側配管の管径より大きいものとする。 2 点検終了後のガスの放出は安全な場所、方法で行う。 3 点検中は常に圧力を監視し加圧装置から離れない。 4 危険場所内で使用する電気器具は防爆構造とする。 	
留意点	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象変化の激しいときは、点検を実施しない。 2 圧力は必ずゼロ状態から記録を開始し、加圧状態の全体を記録する。 3 目視による計測記録を併用する場合 5 分ごとに行う。 4 中仕切りタンクの仕切板の気密性の点検は、一方のタンク室を加圧し他方のタンク室を加圧しないでマンメーターを取り付け圧力変化を監視する。 5 複数のタンクを接続して、検査を実施しない。 	
		<ol style="list-style-type: none"> 5 液シールされている立ち下げ配管の場合はタンク内の残量を測定し、液面下 400 mm 以上没していることを確認する。 6 点検範囲の配管が完全に気相部となっていることを確認する。

微減圧法

地下タンク等を僅かに減圧し、大気圧より負圧にした状態で一定時間内の圧力変化を測定・記録することにより、気相部の漏えいの有無を確認する漏れの点検方法である。なお、この方法は危険物を貯蔵したまま実施することが可能である。

タンク配管別	タンク及びタンクに接続されている配管を同時に点検する場合 (二重殻タンクを除く)	配管単独で点検をする場合
点検範囲	タンク気相部及びタンク気相部に接続されている閉鎖されている付属配管の気相部で地下水位より上部の部分	両端を閉鎖された配管の気相部で、かつ、外部地下水位より上部の部分
事前調査	<ol style="list-style-type: none"> 1 地下タンク及び配管の設置状況の確認（設置時の図面等により設置状況、埋設状況をスケッチ等により確認する。） 2 地下タンクの状況記録（全容量、地下水位、貯蔵危険物の品名・品目・残液量及びタンクNo等を確認し記録する。） 3 漏えい検査管の状況記録（検査管の深さ及び地下水位等を確認し点検の有効性及び点検範囲を確認する。） 4 配管の状況記録（管径及び管長並びに点検範囲を記録する。） 	
点検の準備と手順	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火器、安全柵、トラロープ、作業標識等の設置を行い火災予防上支障ない環境に整備する。 2 漏えい検査管等により地下水位を確認し、点検の有効性及び点検範囲を確認する。 3 開口部をバルブ、止め板等で閉鎖し、点検範囲を密封する。（減圧状態を十分安全に維持、確保できる強度を有する方法で行うこと。） 4 次の検査機器等を取り付ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 圧力計（圧力自記録計）・・・最小目盛が0.01kPa以下（減圧値が測定できるもの。）であり、これを読みとり記録できる精度のもの。 ・ 温度計・・・点検圧力に十分耐え得るもので、最小目盛が1℃以下の表示式または記録式のもの。 ・ 減圧装置・・・エジェクター・真空ポンプ等 5 タンクの残量を測定し液面からタンク上端までの高さを測定する。 6 気相部の容積を測定し、判定の際の補助資料とする。 7 蒸気圧が高い貯蔵液の場合（ガソリン類等）の場合には空間容積をタンク容量の30%以上とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 5 タンクとの接合部、地下配管との連結状況等を調査し点検範囲を決定する。 6 点検範囲が完全に気相部となっていることを確認する。
減圧の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 開口部を密封した状態で減圧しないで5分間以上圧力を測定し、タンク及び配管が安定（平衡状態）であることを確認する。 2 圧力計を監視しながら、減圧装置によりタンク及び配管内を徐々に所定の圧力まで減圧する。 3 点検前後のタンク内・配管内温度及び液面下2～3cmの位置の液温（液温は、0℃～30℃の範囲とする。）を測定し、その間の気象変化を記録する。 	
点検の区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 減圧値は2kPa以上10kPa以下とする。貯蔵液がガソリン類・溶剤類等常温で蒸気圧の高い危険物にあつては、2kPa・4kPa・10kPaとする。 2 タンク・配管の設置経過年数、状態等を考慮して安全な減圧値を選定する。 3 測定時間は30分以上とする。 	
判定	<ol style="list-style-type: none"> 1 測定した圧力を5分ごとにプロットし点検経過図を作成する。 2 貯蔵液が灯油類（蒸気圧0.4kPa未満）の場合は、減圧後15分間の静置時間をおいてその後15分間（地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の容量が10kℓを超えるものにあつては、当該容量を10kℓで除した値を15分間に乗じた時間）の圧力上昇が試験圧力の2%以下であれば「異常なし」とする。 3 貯蔵液がガソリン類、溶剤類等常温で蒸気圧の高い危険物（蒸気圧0.4kPa以上）にあつては、G値、P値、T値を求め判定表に示す範囲であれば「異常なし」とする。 	
安全対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガスを排出する方式で減圧する場合、ガスの放出は高さ4m以上等の安全な場所、方法で行う。 2 危険物を抜き取る方式で減圧する場合、抜き取った危険物の貯蔵、取り扱いには火災予防上安全な場所、方法で保管する。 	
留意点	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象変化の激しいときは、点検を実施しない。 2 粘度の高い危険物（150mm²/s以上）に対しては適用できない。 3 圧力は必ずゼロ状態から記録を開始し、減圧状態の全体を記録する。 4 測定時間は所定の減圧値に達した時点から測定終了までとする。 5 目視による計測記録を併用する場合5分ごとに行う。 6 中仕切りタンクの仕切板の気密性の点検は、他方のタンク室も密閉し、マンメーターを取り付け圧力変化を監視する。 7 複数のタンクを接続して、検査を実施しない。 	<ol style="list-style-type: none"> 5 配管の図面等が不備の場合、点検範囲の決定及び方法について十分検討する。 6 給油管等の通常液相部となっている配管の場合、十分に液体を抜き取り、確実に配管内を気相部とする。

判定表

試験対象設備		20kℓ未満のタンク			20kℓ以上～100kℓ未満のタンク			地下配管				
減圧値(kPa)		2	4	10	2	4	10	2	4	10		
測定時間(分)		30以上			60以上			30以上				
液温(℃)		0～30			0～30			0～30				
判定値	ガソリン類	G	0.95未満	1.10未満	2.90未満	0.95未満	1.10未満	2.90未満	P	0.04未満	0.08未満	0.20未満
		G	0.95～1.00	1.10～1.20	2.90～3.10	0.95～1.00	1.10～1.20	2.90～3.10	P	0.04～0.08	0.08～0.16	0.20～0.40
		T	0.04以下	0.08以下	0.20以下	0.04以下	0.08以下	0.20以下	T	0.02以下	0.04以下	0.10以下
	溶剤類	G	0.45未満	0.55未満	1.40未満	0.45未満	0.55未満	1.40未満	P	0.04未満	0.08未満	0.20未満
		G	0.45～0.50	0.55～0.60	1.40～1.60	0.45～0.50	0.55～0.60	1.40～1.60	P	0.04～0.08	0.08～0.16	0.20～0.40
		T	0.04以下	0.08以下	0.20以下	0.04以下	0.08以下	0.20以下	T	0.02以下	0.04以下	0.10以下

検知層の点検法（加圧法）

検知層に窒素ガスを封入し、一定の時間内の圧力変動を計測することにより、漏えいの有無を確認する方法である。

点検範囲	二重殻タンク（SF二重殻タンク・FF二重殻タンク）の検知層（検知液を注入したものを除く）
点検の準備と手順	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火器、安全柵、トラロープ、作業標識等を設置して火災予防上支障のない環境に整備する。 2 開口部をバルブ、止め板、閉鎖治具等で閉鎖する。（加圧状態を完全に維持、確保できる強度を有する方法で行うこと。） 3 下記の点検器具を取り付ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・圧力計・・・最小目盛が0.1kPa以下であり、これを読み取り、記録できる精度のもの。（圧力自記記録計） ・温度計・・・試験圧力に充分耐えうるもので、最小目盛が1℃以下の表示式又は記録式のもの。 ・加圧装置・・・窒素ガスボンベ及び圧力調整装置 ・使用ガス・・・窒素ガスを加圧媒体とする。
加圧の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 圧力計を監視しながら加圧装置により窒素ガスを1kPa/min程度の速度で注入し、試験圧力まで加圧する。試験圧力は20kPaとする。 2 SF二重殻タンクは、1の状態では30分以上の圧力変化を計測する。 3 FF二重殻タンクは、1の状態では50分以上（容量50kLを超える地下貯蔵タンクにあっては、当該容量を50kLで除した値（その値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）から1を減じた値を、15分間に乗じた値を加えた時間）の圧力変動値を計測する。 4 試験前後の地下タンク内温度（気相部及び液相部）及び気温並びにその間の気象変化を記録する。 5 加圧後15分間の静置時間の圧力降下が15%以下であることを確認する。（15%を超えた場合は、再試験とする。）
判定方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 SF二重殻タンクは、加圧後15分間の静置時間において、その後の15分間の圧力の降下が試験圧力の10%以下の場合には、「異常なし」とする。 2 FF二重殻タンクは、加圧後15分間の静置時間において、その後35分間（容量50kLを超える地下貯蔵タンクにあっては、当該容量を50kLで除した値（その値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）から1を減じた値を、15分間に乗じた値に、35分間を加えた時間）の圧力の降下が試験圧力の10%以下の場合には、「異常なし」とする。
安全対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 加圧装置が万一不調になった場合にも、過大な圧力が加わらないよう、試験中は常時圧力を監視し、加圧装置から離れない。又、加圧ラインには、30kPa以下の安全弁を設ける。 2 試験後、検知層のガスの放出は安全な場所、方法で行う。 3 閉鎖部の止め板等は、圧力計指示がゼロであることを確認してから開放する。（特に、口径の大きいものは十分注意する。）
留意点	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象変化の激しいときは、点検を実施しない。 2 地下タンクに危険物を荷下して10時間以上経過していないときは、試験を実施しない。 3 圧力は必ずゼロの状態から記録を開始し、加圧状態の全体を把握する。 4 圧力の開放は、1分間以上の時間で徐々に行う。 5 試験中は、貯蔵液の入出荷を行わない。ただし、給油、注油作業はこの限りでない。 6 試験は、複数の地下タンクの検知層を接続することなく、単独で実施する。

検知層の点検法（減圧法）

検知層を減圧し、所定の減圧状態を維持し、一定の時間内の圧力変動を計測することにより、漏えいの有無を確認する方法である。

点検範囲	二重殻タンク（SF二重殻タンク・FF二重殻タンク）の検知層（検知液を注入したものを除く）
点検の準備と手順	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火器、安全柵、トラロープ、作業標識等の設置を行い火災予防上支障のない環境に整備する。 2 開口部をバルブ、止め板、閉鎖治具等で閉鎖する。（減圧状態を完全に維持、確保できる強度を有する方法で行うこと。） 3 次の計測機器等を取り付ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・圧力計・・・最小目盛が0.1kPa以下（減圧値を測定できるもの。）であり、これを読み取り、記録できるもの。（圧力自記記録計） ・温度計・・・試験圧力に充分耐えうるもので、最小目盛が1℃以下の表示式又は記録式のもの。 ・真空ポンプ・・・点検範囲を手動又はその他の動力により減圧できるもの。
減圧の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 圧力計を監視しながら真空ポンプにより1kPa/min程度の速度で減圧し、試験圧力まで減圧する。減圧値は20kPaとする。 2 SF二重殻タンクは、1の状態です15分間静置した後、30分間（容量50kLを超える地下貯蔵タンクにあつては、当該容量を50kLで除した値（その値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に1を加えた値を、15分に乘じた時間）以上の圧力変動値を計測する。 3 FF二重殻タンクは、1の状態です15分間静置した後、105分間（容量50kLを超える地下貯蔵タンクにあつては、当該容量を50kLで除した値（その値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）から1を減じた値を、75分間に乘じた時間に、105分間を加えた時間）以上の圧力変動値を計測する。 4 試験前後の地下タンク内温度（気相部及び液相部）及び気温並びにその間の気象変化を記録する。 5 減圧後15分間の静置時間の圧力上昇が15%以下であることを確認する。
判定方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 SF二重殻タンクは、減圧終了後15分間静置した後、30分間（容量50kLを超える地下貯蔵タンクにあつては、当該容量を50kLで除した値（その値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に1を加えた値を、15分間に乘じた時間）の圧力の上昇が試験圧力の10%以下の場合は、「異常なし」とする。 2 FF二重殻タンクは、減圧終了後15分間静置した後、105分間（容量50kLを超える地下貯蔵タンクにあつては、当該容量を50kLで除した値（その値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）から1を減じた値を、75分間に乘じた時間に、105分間を加えた時間）の圧力の上昇が試験圧力の10%以下の場合は、「異常なし」とする。
安全対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 真空ポンプが万一不調になった場合にも急激な圧力変化が起きないように、試験中は常に圧力を監視し、真空ポンプから離れない。 2 閉鎖部の止め板等は、圧力計指示がゼロであることを確認してから開放する。（特に、口径の大きいものは十分注意する。）
留意点	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象変化の激しいときは、点検を実施しない。 2 地下タンクに危険物を荷下して10時間以上経過していないときは、試験を実施しない。 3 圧力は必ずゼロの状態から記録を開始し、減圧状態の全体を把握する。 4 圧力の開放は、1分間以上の時間で徐々に行う。 5 試験中貯蔵液の入出荷を行わない。ただし、給油、注油作業はこの限りでない。 6 試験は、複数の地下タンクの検知層を接続することなく、単独で実施する。

安全タンク点検株式会社定期点検実施事務所一覧表

事務所の 名 称	住 所	電話番号	代表者職氏名	講 習 修了者数
本 社	東京都港区東新橋 〇丁目〇番〇号	03-5962-〇〇〇〇	代表取締役 全 危 太 郎	2
横浜支店	神奈川県横浜市鶴見区 中央〇丁目〇番〇号	045-667-〇〇〇〇	支店長 甲 野 乙 雄	2

安全タンク点検株式会社 定期点検技術者一覧表

名称 安全タンク点検(株)本社

住所 〒105-0021 東京都港区東新橋〇丁目〇番〇号

TEL03-3597-〇〇〇〇

フリ 氏	ガナ 名	講習修了証番号 最新受講年月日 有効期限	危険物取扱者免状 種類・番号	備 考
ゼンキ 全	タロウ 危太郎	地第〇〇〇〇号 〇〇年〇〇月〇〇日 有効期限 令和〇〇年度	危険物取扱者 乙4 63-3456	
チヨ 千代田	ダイチロウ 一郎	地第〇〇〇〇号 〇〇年〇〇月〇〇日 有効期限 令和〇〇年度	危険物取扱者 乙4 12345	
スミダ 隅田	ハジメ 肇		危険物取扱者 乙4 63-2209	

- ※ (1) 全員の講習修了証（両面）のコピー又は電子講習修了証を印刷したものを添付してください。
- (2) 電子講習修了証を添付する場合は、電子講習修了証印刷画面から印刷又はスマートフォンに表示された講習修了証をスクリーンショットで撮影したものを添付してください。
- (3) 講習修了者2名以上が必要です。

講習修了証		地第 号
氏名 全 危 太 郎		写真
生年月日 〇〇年〇〇月 〇〇日生		
上記の者は、地下タンク等に係る定期点検技術者講習を修了したことを認める。		
〇〇年〇〇月〇〇日		
一般財団法人 全国危険物安全協会		

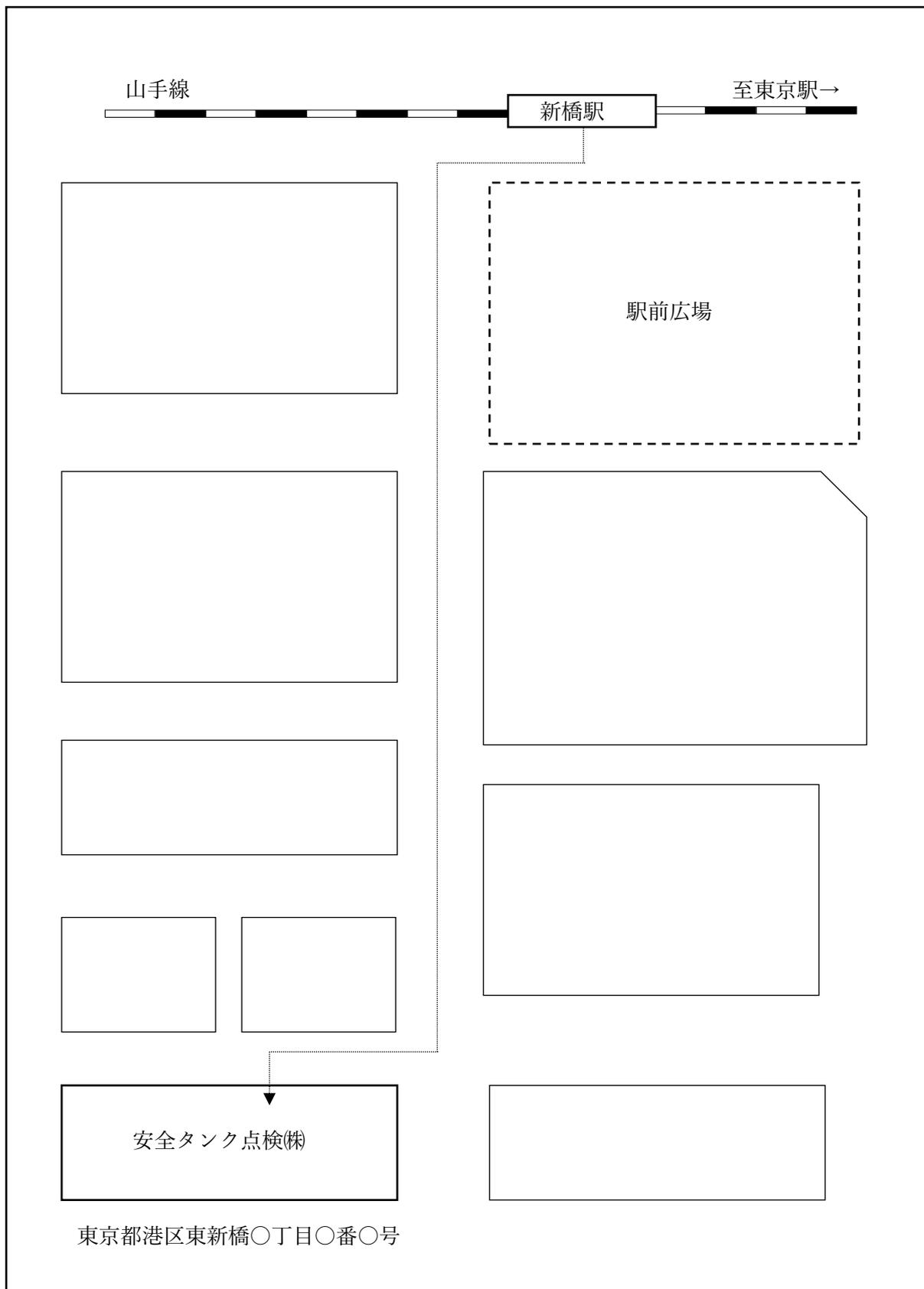
定期講習証明欄	
〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年度
備考	受講期限 〇〇年度
備考	受講期限 〇〇年度
備考	写真書換済 〇〇年度

紙の講習修了証

地下タンク等講習修了証	
写真	
地 第 〇〇〇 号	氏 名 千代田 一郎
生年月日 〇〇〇年〇〇月〇〇日	
上記の者は、地下タンク等に係る定期点検技術者講習を修了したことを認める。	
〇〇〇年〇〇月〇〇日	
一般財団法人 全国危険物安全協会	
最新受講年月日 〇〇〇年〇〇月〇	
有効期限 〇〇〇年〇〇月〇	

電子講習修了証

安全タンク点検株式会社本社案内図



※ 最寄りの駅等からの案内図を必ず添付してください。

安全タンク点検株式会社横浜支店 定期点検技術者一覧表

名称 安全タンク点検(株)横浜支店

住所 〒140-0001 神奈川県横浜市鶴見区中央〇丁目〇番〇号

TEL 045-667-〇〇〇〇

フリ 氏	ガナ 名	講習修了証番号 最新受講年月日 有効期限	危険物取扱者免状 種類・番号	備 考
アンゼンキョウイチ 安 全 協 一		地第〇〇〇〇号 〇〇年〇〇月〇〇日 有効期限 令和〇〇年度	危険物取扱者 乙4 62-4567	
ミナト 港	サブロウ 三 郎	地第〇〇〇〇号 〇〇年〇〇月〇〇日 有効期限 令和〇〇年度		
トシマ 豊 島	ジロウ 二 郎		危険物取扱者 乙4 59-2468	

- ※ (1) 全員の講習修了証(両面)のコピー又は電子講習修了証を印刷したものを添付してください。
- (2) 電子講習修了証を添付する場合は、電子講習修了証印刷画面から印刷又はスマートフォンに表示された講習修了証をスクリーンショットで撮影したものを添付してください。
- (3) 講習修了者2名以上が必要です。

講習修了証 地第 号

氏名 安全協一 写真

生年月日 〇〇年〇〇月 〇〇日生

上記の者は、地下タンク等に係る定期点検技術者講習を修了したことを認める。

〇〇年〇〇月〇〇日

一般財団法人 全国危険物安全協会

定期講習証明欄

〇〇年〇〇月〇〇日 一般財団法人 全国危険物安全協会

備考 受講期限 〇〇年度

備考 受講期限 〇〇年度

備考 写真書換済 〇〇年度

紙の講習修了証

地下タンク等講習修了証

写 真

地 第 〇〇〇〇 号

氏 名 港 三 郎

生年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

上記の者は、地下タンク等に係る定期点検技術者講習を修了したことを認める。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

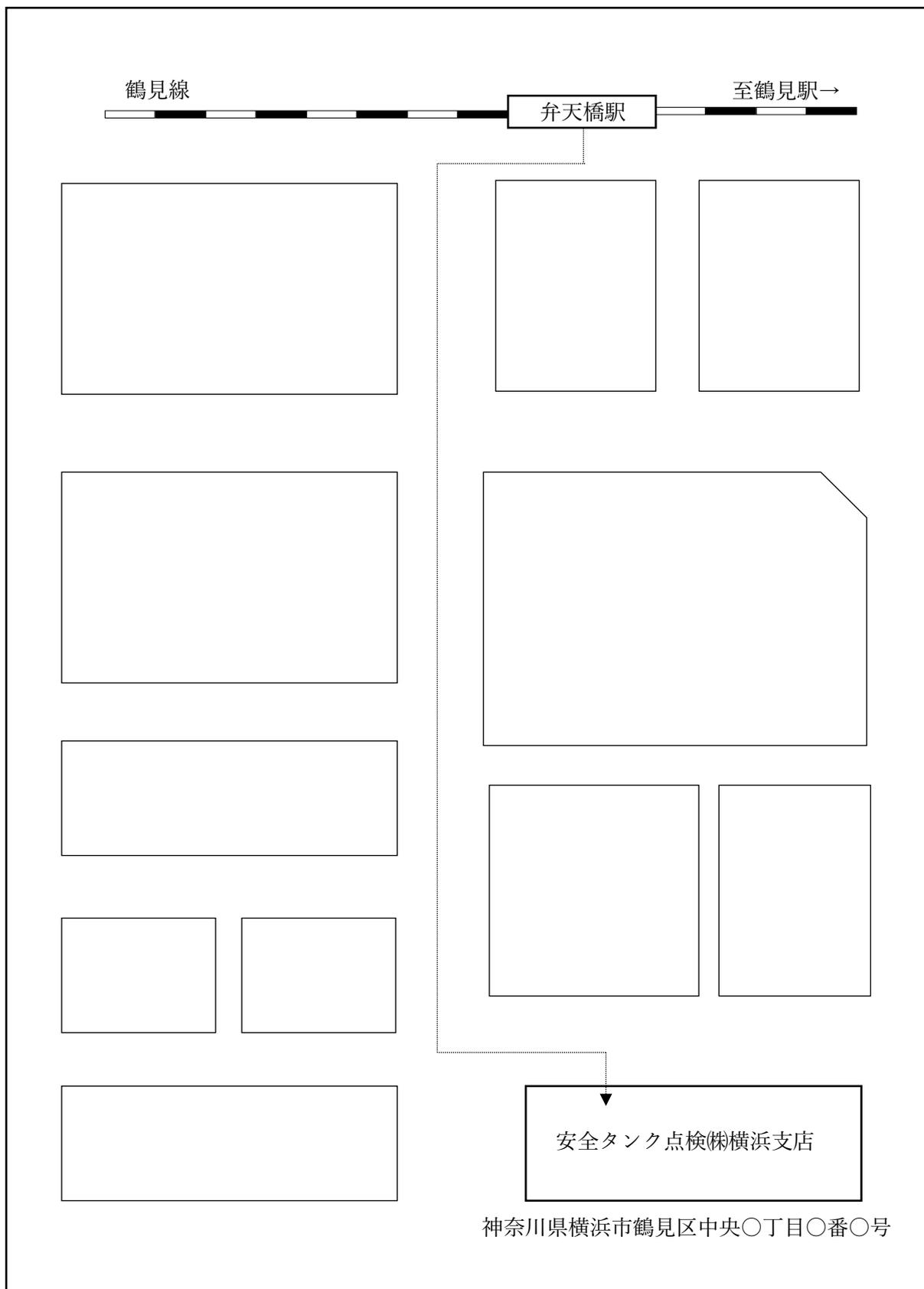
一般財団法人 全国危険物安全協会

最新受講年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇

有 効 期 限 〇〇〇〇年〇〇月〇

電子講習修了証

安全タンク点検株式会社横浜支店案内図



※ 最寄りの駅等からの案内図を必ず添付してください。(各点検事務所ごと)

〇〇海上火災保険株式会社

105-0021

東京都港区東新橋〇-〇-〇

安全タンク点検株式会社

御中

加入者番号：〇〇 証券番号：xxxxxxxxxx
 令和 年 月 日 令和 年 月 日
 午後 4 時 から 午後 4 時 まで
 賠償責任保険期間：

このたびは全国危険物安全協会の団体契約にご加入いただきありがとうございます。この保険は団体契約ですので、保険証券は全国危険物安全協会が保管しております。貴殿には本加入者証を発行、送付いたしますので、記載事項をお確かめのうえ、お手元に保管願います。

●事故がおきた場合

- (1) 下記の「〇〇〇海上事故受付センター」にご連絡ください。
24時間 365日事故受付 0120-000-0000 (無料)
- (2) また、全国危険物安全協会の所定の報告用紙を使用の上、協会にご報告ください。
- (3) 賠償責任がある事故が発生した場合には、被害者の方に専門家に相談のうえ、被災する旨をお伝えいただき、責任の有無や賠償金の額などについては標準に回答しないようにご配慮ください。

取扱代理店 株式会社 〇〇〇〇
 〒102-0083 東京都千代田区〇〇3-5-11
 TEL 03-5216-0000 FAX 03-5216-0000

引受保険会社 〇〇海上火災保険株式会社
 〒101-8011 東京都千代田区〇〇3-11-1
 TEL 03-3259-0000 FAX 03-3293-0000

(ご注意) 記載事項が事実と相違した場合は、保険金をお支払いできないことがあります。そのような場合は直ちに当協会にご連絡ください。

令和 年度 全危協定期点検認定事業者
 総合賠償責任保険・組立保険 加入者証



1 賠償責任保険

賠償責任保険については、事故発生時の保険金の支払いにつきまして、平成 28 年度より 90%縮小支払方式を導入しております。損害額の 90%を保険金としてお支払いいたします。

加入セット A

支払限度額	Aセット	Bセット	Cセット
身体障害 (1名)	1億円	1億円	1億円
身体障害 (1事故・期間中)	1億円	2億円	5億円
財物損壊 (1事故・期間中)	5,000万円	7,500万円	1億円
業務終了後の対象物自体の損害 財物損壊を伴わない使用不能損害	500万円	500万円	500万円

賠償責任保険料： 円



2 組立保険

地下タンクおよび
 16KL未満の移動タンク： 基 20KL~24KL未満の移動タンク： 基
 16KL~20KL未満の移動タンク： 基 24KL以上の移動タンク： 基

保険金額	16KL~20KL未満の移動タンク	20KL~24KL未満の移動タンク	24KL以上の移動タンク
	地下タンクおよび16KL未満の移動タンク 610万円	690万円	1,380万円
免責金額	10万円		

組立保険料： 円

合計保険料： 円

〇〇海上火災保険株式会社

一般財団法人 **全国危険物安全協会**

電話 03 (5962) 8923 (業務課)

メールアドレス gyomu@zenkikyo.or.jp

ホームページ <https://www.zenkikyo.or.jp>